

○財務省告示第三十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成三十年一月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成三十年二月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第三百八十四回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政

の法律及びその 運用に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百

三 振替法の適用等 一号）第三十一条並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項及び第六十二条第一項

四 発行方法 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札発行」という。）及び価格

六		五	
イ	ロ	イ	イ
発		方	募
入 価	入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国	入 価	入
札 格 行	札 格 第 参 市 及 入 札 格 第 参 市	札 格	決
発 競	発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市	発 競	定
行 争	行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場	行 争	の
額			

三 債 要 三 つ 定 う 円 額
 条 の な 億 い に ち 面
 第 発 財 千 て 基 ` 金
 一 行 源 十 は づ 財 額
 項 の の 五 ` き 政 額
 の 特 確 万 額 発 法 一
 規 例 保 円 面 行 第 兆
 定 に を ` 金 し 四 八
 に 関 凶 財 額 た 条 千
 基 す る 政 運 三 付 第 百
 づ る た 運 三 千 国 項 八
 き 法 め 営 に 三 債 の 十
 発 律 の に 百 に 規 四
 行 第 公 必 百 億

込 募 各 当 も 各
 み 限 国 て の 申
 の 度 債 る か 込
 応 額 市 ° 〃 〃 〃
 募 の 場 特 の う
 額 範 別 〃 〃 〃
 を 囲 参 〃 〃 〃
 割 内 加 〃 〃 〃
 り に 者 〃 〃 〃
 当 お 〃 〃 〃
 て い 〃 〃 〃
 る て 〃 〃 〃
 ° 各 の 〃 〃 〃
 申 応 〃 〃 〃

発 別 に ご 務 後 格
 行 参 よ と 大 に 競
 〃 加 る に 臣 行 争
 と 者 発 応 が わ 入
 い ・ 行 募 各 れ 札
 う 第 (限 国 る の
 °) II 以 度 債 入 募
 非 下 額 市 札 入
 〃 〃 〃 〃 〃 〃
 格 国 債 市 場 特 あ 決
 競 債 市 る 場 別 つ 定
 争 市 〃 〃 〃 〃 〃
 入 場 も 加 〃 し
 札 特 の 者 財 た

十三二	ロ	十一 イ 発	九 八	振 額 最 替 単 位	低 行 争 非 者 特 額 入 価 ・ 別 面 札 格 第 参 金 発 競 II 加	二 万 八 千 円
<p>年○・一 平○十 成三 し、 金額支 を、 銀行休 の業日 に、 支、 払、 う、 （、 以、 下、</p>	<p>年○・一 平○十 成三 し、 金額支 を、 銀行休 の業日 に、 支、 払、 う、 （、 以、 下、</p>	<p>年○・一 平○十 成三 し、 金額支 を、 銀行休 の業日 に、 支、 払、 う、 （、 以、 下、</p>	<p>振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最も低い額と する。整数倍の金額によるものと</p>	<p>五 万 円</p>	<p>二 万 八 千 円</p>	

十四	償還	償還	元利	払入	者	払込
後	の	の	金	場		期
第二期	利	期	支	所		日
子以		限	額	加		

平成三十年一月十五日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額	平成三十二年一月十五日	利子を払う。	て、その日以前六ヶ月間に属する	を支払うとし、各支払期に	毎年一月十五日及び七月十五日
------------	---------------	------	------	-------------	--------	-----------------	--------------	----------------

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

次号及び第十五号において規定する期日について同じ。